

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備に関する法律等の施行につ
いて及び介護支援専門員の欠格条項見直しに伴う事務
の取扱について

計 10 枚（本紙を除く）

Vol.753

令和元年 12 月 13 日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3979、3936)
FAX : 03-3503-7894

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律
の整備に関する法律等の施行について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）については令和元年 6 月 14 日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第 46 号）については同年 9 月 13 日に公布され、これらの法律及び省令の規定による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 9 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）の改正が同年 12 月 14 日より施行される。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。

記

第一 改正の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものである。

第二 改正の内容 介護支援専門員の欠格事由の見直し（法第 69 条の 2 第 1 項第 1 号）

法第 69 条の 2 第 1 項第 1 号に定める介護支援専門員の欠格事由について、「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号の「厚生労働省令で定める者」は、「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要

な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とした。また、上記に伴い、所定の様式を改正すること。

また、これに伴い、同号で定める欠格事由に該当する場合の届出義務者について、所要の整理を行うこととした。

参照条文

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）

改正後	現行
(介護支援専門員の登録) 第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 <u>一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u> (死亡等の届出) 第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は	(介護支援専門員の登録) 第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 <u>一 成年被後見人又は被保佐人</u> (死亡等の届出) 第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は

当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 <u>本人</u> <u>又はその法定代理人若しくは同居の親族</u>	当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 <u>その</u> <u>後見人又は保佐人</u>
--	--

○介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

改正後	現行
<u>(法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者)</u> <u>第百十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u>	(新設)

事 務 連 絡
令和元年 12 月 13 日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

介護支援専門員の欠格条項見直しに伴う事務の取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）が第 198 回国会で成立し、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する制度（個別審査規定）へと改正されました。

介護保険制度においては、介護支援専門員の欠格条項について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、個別審査を行うこととなりました。改正後の介護保険法（以下、「法」と言う。）及び介護保険法施行規則（以下、「規則」と言う。）については、令和元年 12 月 14 日から施行されることとなっておりますが、介護支援専門員の欠格条項に関する個別審査の具体的な運用については、以下の方針に沿って取り扱うことといたしますので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

記

第 1 新規登録時の個別審査の具体的な運用について

介護支援専門員の登録を新規に受けようとする者が、規則第 113 条の 5 の 2 に規定する「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するか否かを判断するに当たっては、登録申請時に、登録を受けようとする者に対

し、欠格事由の該当の有無について申告させることで判断することとし、いずれの欠格事由にも該当しない旨の申告がない者については介護支援専門員として登録をしないこととする。

なお、欠格事由の該当の有無について申告を求める様式については、現行各自治体において使用されている介護支援専門員の登録申請様式の該当箇所を必要に応じ変更するなどして対応されたい。

第2 既に介護支援専門員の登録を受けている者に係る個別審査の具体的運用について

既に登録を受けている介護支援専門員が、規則第113条の5の2に規定する「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するか否かを判断するに当たっては、諸般の事情を総合的に考慮することとする。添付した様式を活用しつつ、必要な情報の収集を行うなど対応に遺漏なきを期されたい。

第3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく手続について

既に登録を受けている介護支援専門員に対して、規則第113条の5の2に規定する「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当することを理由として、法第69条の6及び法第69条の36に基づき登録の消除を行う場合において、登録の消除が行政手続法第2条第4号に定める不利益処分に当たるときは、同法第13条第1項に基づき所用の手続を執ることが必要であるので、当該手続に遺漏なきを期されたい。

以上

○介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

改正後	現行
（介護支援専門員の登録） 第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 <u>一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u>	（介護支援専門員の登録） 第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 <u>一 成年被後見人又は被保佐人</u>

○介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

改正後	現行
<u>（法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者）</u> <u>第百十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u>	（新設）

(別添)

心身の故障に係る届出様式例

西暦 年 月 日提出

〇〇県知事 殿

下記のとおり、心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者について届け出ます。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者の氏名
(記入できる部分をご記入ください。)

氏名：
生年月日： 年 月 日
登録番号：

- (2) 心身の故障により業務に生じている支障について、具体的な内容をご記入ください。

- (3) (2) に記載した業務への支障の原因と考えられる心身の故障の状態及び回復可能性等に関する医師の診断書等の証明書類を添付ください。その際、以下の記入欄に書類の概要をご記入ください。

(4) 届出者の氏名及び(1)に記載した者との関係

氏名：_____

住所：_____

(1)に記載した者との関係(該当するものに☑)

☐ 本人

☐ 同居の親族

☐ 法定代理人(具体的にご記載ください：_____)

☐ その他(具体的にご記載ください：_____)

以上